

令和2年2月市議会建設水道委員会資料

第44号議案 長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業 東長崎平間・東地区土地区画整理事業施行条例及び長崎都市計画 （長崎国際文化都市建設計画）事業長崎駅周辺土地区画整理事業 施行条例の一部を改正する条例

目次

1 改正の概要	1～2ページ
2 新旧対照表	
（1）東長崎平間・東地区土地区画整理事業施行条例	3～4ページ
（2）長崎駅周辺土地区画整理事業施行条例	5～6ページ

まちづくり部
令和2年2月

1 改正の概要

(1) 条例の改正理由

土地区画整理事業においては、換地処分完了後に清算金の徴収、交付を行うが、これらを分割して行う場合は利子を付することになる。

清算金の徴収、交付の根拠法は土地区画整理法であるが、その施行令第61条第1項において、分割徴収する場合の利子の利率の上限については、民法の特別法である商法に規定されている「商事法定利率」を適用し、年6%以内と規定されている。

しかしながら、法定利率が昨今の市場金利に比べて高率であることから、今回、法定利率に関する民法及び商法の改正（平成29年6月公布、令和2年4月施行）が行われ、法定利率は5%から3%へと変更され、3年ごとに見直しを行うこととなり、「商事法定利率」は廃止されることとなった。

これらに伴い、分割徴収する場合の利子の利率の上限について、施行令の規定を準用する東長崎平間・東地区土地区画整理事業施行条例及び長崎駅周辺土地区画整理事業施行条例（以下「施行条例」という。）において、関係する条項を改正するものである。

(2) 条例の施行期日

令和2年4月1日

(3) 条例の改正内容

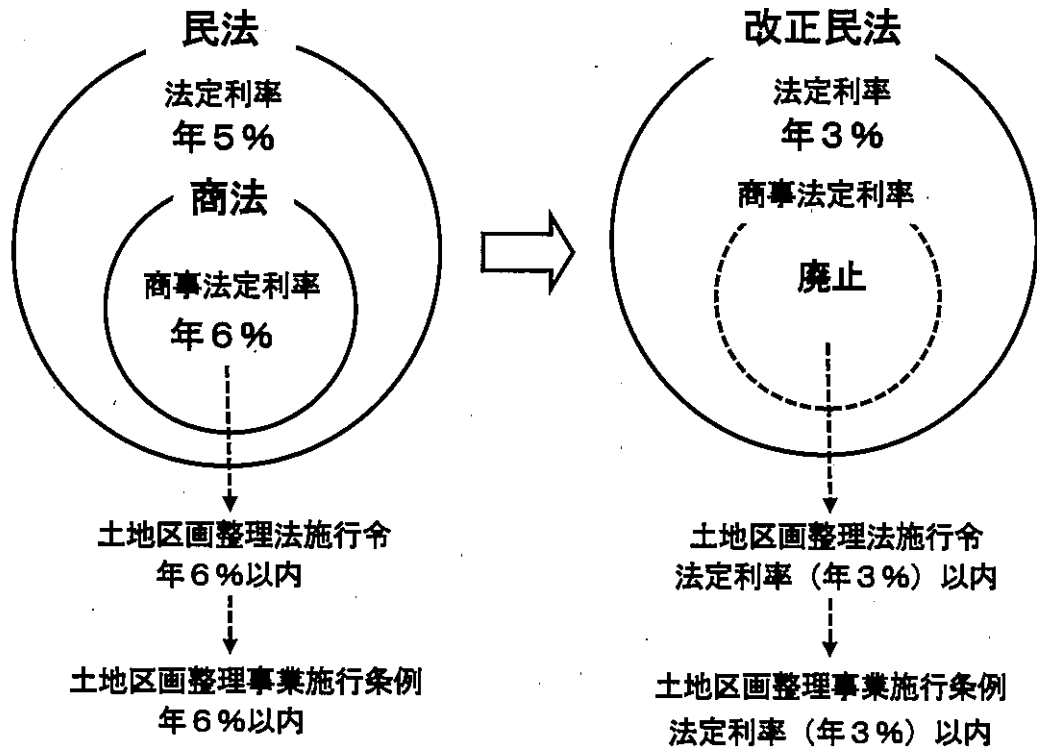
施行条例第27条第4項の、清算金を分割徴収する場合に付すべき利子の利率について、「当該利率が年6%を超えるときは、年6%」とあるのを、「当該利率が換地処分の公告の日の翌日における法定利率を超えるときは、当該法定利率」に改めるもの。

[参考]

(表) 関係法令の法定利率に関する主な改正点

法令	旧	新
民法（法定利率） 明治29年制定	年5%	年3%
商法（商事法定利率） 明治32年制定	年6%	廃止
土地区画整理法施行令 昭和30年制定	年6% 以内	法定利率（年3%）以内
東長崎平間・東地区 土地区画整理事業施行条例 平成12年制定	年6% 以内	法定利率（年3%）以内
長崎駅周辺 土地区画整理事業施行条例 平成21年制定		

(図) 民法の法定利率と商法の商事法定利率の関係



2 新旧対照表

(1) 東長崎平間・東地区土地区画整理事業施行条例

現 行	改正案
<p>○長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業 東長崎平間・東地区土地区画整理事業施行条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年9月28日</p> <p style="text-align: right;">条例第37号</p> <p>第1条～第26条 (省略)</p> <p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第27条 法第110条第2項の規定により清算金の分割徴収又は分割交付をすることができる場合は、その徴収すべき清算金の総額が3万円以上又は交付すべき清算金の総額が20万円以上である場合とする。この場合において、当該分割徴収又は分割交付を完了すべき期限は、別表左欄に掲げる清算金の総額に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる期限とする。</p> <p>2 前項後段の規定にかかわらず、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第61条第2項ただし書の規定を適用する場合における分割徴収を完了すべき期限は、市長が定める。</p> <p>3 分割徴収に係る清算金の分割納付を希望する者は、法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日（以下「換地処分の公告の日」という。）の翌日から40日以内にその旨を申請し、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 清算金を分割徴収する場合に付すべき利子の利率は、換地処分の公告の日における財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定する普通地方長期資金の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が年6パーセントを超えるときは、<u>年6パーセント</u>）とする。</p>	<p>○長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業 東長崎平間・東地区土地区画整理事業施行条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年9月28日</p> <p style="text-align: right;">条例第37号</p> <p>第1条～第26条 (省略)</p> <p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第27条 法第110条第2項の規定により清算金の分割徴収又は分割交付をすることができる場合は、その徴収すべき清算金の総額が3万円以上又は交付すべき清算金の総額が20万円以上である場合とする。この場合において、当該分割徴収又は分割交付を完了すべき期限は、別表左欄に掲げる清算金の総額に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる期限とする。</p> <p>2 前項後段の規定にかかわらず、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第61条第2項ただし書の規定を適用する場合における分割徴収を完了すべき期限は、市長が定める。</p> <p>3 分割徴収に係る清算金の分割納付を希望する者は、法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日（以下「換地処分の公告の日」という。）の翌日から40日以内にその旨を申請し、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 清算金を分割徴収する場合に付すべき利子の利率は、換地処分の公告の日における財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定する普通地方長期資金の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が換地処分の公告の日の翌日における<u>法定利率</u>を超えるときは、<u>当該法定利率</u>）とする。</p>

現 行	改正案
<p>(1) 償還期間 20年</p> <p>(2) 据置期間 3年</p> <p>(3) 償還方法 元利均等半年賦償還</p> <p>(4) 金利方式 固定金利方式（貸付けに係る利子の利率が一定である金利方式をいう。）</p> <p>5 第1項又は第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以降の納付額又は交付額は、利子を合わせて毎回均等とする。</p> <p>6 清算金を分割納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。</p> <p>7 市長は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。</p> <p>8 清算金を分割納付する者又は清算金の分割交付を受ける者は、その氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、速やかにその旨を届け出なければならない。</p>	<p>(1) 償還期間 20年</p> <p>(2) 据置期間 3年</p> <p>(3) 償還方法 元利均等半年賦償還</p> <p>(4) 金利方式 固定金利方式（貸付けに係る利子の利率が一定である金利方式をいう。）</p> <p>5 第1項又は第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以降の納付額又は交付額は、利子を合わせて毎回均等とする。</p> <p>6 清算金を分割納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。</p> <p>7 市長は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。</p> <p>8 清算金を分割納付する者又は清算金の分割交付を受ける者は、その氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、速やかにその旨を届け出なければならない。</p>
<p>第28条～第33条 （省略）</p>	<p>第28条～第33条 （省略）</p>
	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日の前々日までに法第103条第4項の規定による公告があった場合における法第110条第2項の規定による分割徴収に係る清算金に付すべき利子の利率については、第1条の規定による改正後の長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業施行条例第27条第4項及び第2条の規定による改正後の長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業長崎駅周辺土地区画整理事業施行条例第27条第4項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。</p>

(2) 長崎駅周辺土地区画整理事業施行条例

現 行	改正案
<p>○長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業 長崎駅周辺土地区画整理事業施行条例</p> <p style="text-align: right;">平成21年3月23日</p> <p style="text-align: right;">条例第5号</p> <p>第1条～第26条 （省略）</p> <p>（清算金の分割徴収又は分割交付）</p> <p>第27条 法第110条第2項の規定により清算金の分割徴収又は分割交付をすることができる場合は、その徴収すべき清算金の総額が3万円以上又は交付すべき清算金の総額が20万円以上である場合とする。この場合において、当該分割徴収又は分割交付を完了すべき期限は、別表左欄に掲げる清算金の総額に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる期限とする。</p> <p>2 前項後段の規定にかかわらず、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第61条第2項ただし書の規定を適用する場合における分割徴収を完了すべき期限は、市長が定める。</p> <p>3 分割徴収に係る清算金の分割納付を希望する者は、法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日（以下「換地処分の公告の日」という。）の翌日から40日以内にその旨を申請し、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 清算金を分割徴収する場合に付すべき利子の利率は、換地処分の公告の日における財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定する普通地方長期資金の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が年6パーセントを超えるときは、年6パーセント）とする。</p>	<p>○長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業 長崎駅周辺土地区画整理事業施行条例</p> <p style="text-align: right;">平成21年3月23日</p> <p style="text-align: right;">条例第5号</p> <p>第1条～第26条 （省略）</p> <p>（清算金の分割徴収又は分割交付）</p> <p>第27条 法第110条第2項の規定により清算金の分割徴収又は分割交付をすることができる場合は、その徴収すべき清算金の総額が3万円以上又は交付すべき清算金の総額が20万円以上である場合とする。この場合において、当該分割徴収又は分割交付を完了すべき期限は、別表左欄に掲げる清算金の総額に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる期限とする。</p> <p>2 前項後段の規定にかかわらず、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第61条第2項ただし書の規定を適用する場合における分割徴収を完了すべき期限は、市長が定める。</p> <p>3 分割徴収に係る清算金の分割納付を希望する者は、法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日（以下「換地処分の公告の日」という。）の翌日から40日以内にその旨を申請し、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 清算金を分割徴収する場合に付すべき利子の利率は、換地処分の公告の日における財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定する普通地方長期資金の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が換地処分の公告の日の翌日における法定利率を超えるときは、当該法定利率）とする。</p>

現 行	改正案
<p>(1) 償還期間 20年</p> <p>(2) 据置期間 3年</p> <p>(3) 償還方法 元利均等半年賦償還</p> <p>(4) 金利方式 固定金利方式（貸付けに係る利子の利率が一定である金利方式をいう。）</p> <p>5 第1項又は第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以降の納付額又は交付額は、利子を合わせて毎回均等とする。</p> <p>6 清算金を分割納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。</p> <p>7 市長は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。</p> <p>8 清算金を分割納付する者又は清算金の分割交付を受ける者は、その氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、速やかにその旨を届け出なければならない。</p>	<p>(1) 償還期間 20年</p> <p>(2) 据置期間 3年</p> <p>(3) 償還方法 元利均等半年賦償還</p> <p>(4) 金利方式 固定金利方式（貸付けに係る利子の利率が一定である金利方式をいう。）</p> <p>5 第1項又は第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以降の納付額又は交付額は、利子を合わせて毎回均等とする。</p> <p>6 清算金を分割納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。</p> <p>7 市長は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。</p> <p>8 清算金を分割納付する者又は清算金の分割交付を受ける者は、その氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、速やかにその旨を届け出なければならない。</p>
<p>第28条～第33条 （省略）</p>	<p>第28条～第33条 （省略）</p>
	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日の前々日までに法第103条第4項の規定による公告があった場合における法第110条第2項の規定による分割徴収に係る清算金に付すべき利子の利率については、第1条の規定による改正後の長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業施行条例第27条第4項及び第2条の規定による改正後の長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業長崎駅周辺土地区画整理事業施行条例第27条第4項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。</p>